

令和4年度地域少子化対策重点推進事業実施要領

1 目的

少子化の進行は、結婚や妊娠、出産など個人の考え方や価値観に関わる問題であり、個人の自由な選択が最優先されるものである一方、高齢化の進行と相まった人口構造の変化は、我が国の社会経済システムにも深く影響し、経済社会の持続可能性を危うくするという点で、大きな社会的課題となっている。

本事業は、「少子化社会対策大綱」（令和2年5月29日閣議決定）を踏まえ、「希望出生率1.8」の実現に向けて、自治体が行う少子化対策の取組を支援するものである。地域の実情と課題を踏まえた、結婚に対する取組及び結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組に対象分野を集約し、これまでの自治体の取組から発掘された優良事例の横展開や、婚姻に伴う経済的負担を軽減するため、自治体が新規に婚姻した世帯を対象に新生活を経済的に支援する施策の実施を支援することで、地域における少子化対策を推進することを目的とする。

なお、本事業の実施に当たっては、引き続き「少子化社会対策大綱」（令和2年5月29日閣議決定）及び「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月25日閣議決定）の趣旨を踏まえた対応を行うこととする。

2 事業構成及び事業内容

地域における少子化対策の推進のため、結婚に対する取組及び結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組のうち、別記1及び別記2に掲げる各事業メニューのいずれかの項目に該当する事業を支援するとともに、婚姻に伴う経済的負担を軽減するため、自治体は、新規に婚姻した世帯を行う別記3に掲げる結婚新生活支援事業を支援することとする。また、都道府県及び市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合等を含む。以下同じ。）が本事業を実施することにより、地域の実情と課題に応じた少子化対策を行うものとする。

本事業の実施に当たっては、自治体における少子化対策全体の中において、その事業がどういった位置付けにあるかを明らかにし、効果検証のためのKPI（重要業績評価指標）を設定することが求められる。

3 実施方法

令和4年度地域少子化対策重点推進事業は、この実施要領の定めるところにより実施するものとする。

(1) 別記1及び別記2の事業

- ① 本事業の実施に先立ち、都道府県は事業実施計画を策定し、市町村は、都道府県が定める計画に沿って事業実施計画を作成するものとする。事業実施計画には、令和4年度地域少子化対策重点推進交付金交付要綱別紙様式第1様式1及び2により、ア. 個別事業名、イ. 所要見込額、ウ. 実施期間、エ. 自治体における少子化対策の全体像

及びその中での個別事業の位置付け、オ. 個別事業の内容、カ. 少子化対策全体の重要業績評価指標（KPI）及び定量的成果目標、キ. 参考指標、ク. 個別事業の重要業績評価指標（KPI）及び定量的成果目標、ケ. 他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法、コ. 民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法、サ. 委託契約の有無、シ. 内閣府「地方創生推進交付金」の申請の有無、ス. その他必要事項を記載すること。

なお、都道府県及び市町村は、計画策定に当たって、経済団体、自治会連合会等住民を代表する者など、幅広い関係者の意見に配慮するものとする。

注) ア. 「個別事業名」には、事業内容を端的に表す名称をつけること。

エ. 「自治体における少子化対策の全体像及びその中での個別事業の位置付け」には、これまでの自治体における少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題と、それらを踏まえた、自治体における少子化対策の全体像及びその中での個別事業の位置付けを記載すること。特に、当該個別事業により、地域の課題がどのように解決されるかについて記載すること。

オ. 「個別事業の内容」には、個別事業の具体的内容を記載し、当該個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること。また、事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること。

カ. 「少子化対策全体の重要業績評価指標（KPI）及び定量的成果目標」には、自治体の少子化対策全体の重要業績評価指標（KPI）及び定量的成果目標を、達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は、少なくとも令和4年度終了時点で効果検証を実施し、その結果を報告すること。

キ. 「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率のほか、その他参考となる指標を記載するとともに、必要に応じて、その推移を記載すること。

ク. 「個別事業の重要業績評価指標（KPI）及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での個別事業の位置付けを踏まえ、当該個別事業の重要業績評価指標（KPI）及び定量的成果目標を設定し、達成予定時期を含め記載し、効果検証を実施し、その結果を報告すること。また、過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定した KPI を踏まえた KPI を設定すること。

ケ. 「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。

コ. 「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。

サ.「委託契約の有無及び契約方式」には、優良事例の横展開支援事業又は重点課題事業を実施する場合に、個別事業における委託契約の有無を記載すること。
また、競争性のない随意契約による契約を予定している場合は、事業の内容及び随意契約とする理由を記載すること。

- ② 都道府県は、自ら策定した計画及び当該都道府県内の市町村が策定した計画を内閣府に提出し、計画内容及び事業実施について内閣府と協議すること。また、協議を経た計画を、交付決定後、速やかに公表すること。
- ③ 内閣府は、都道府県及び市町村の策定した計画の承認に当たり、あらかじめ当該個別事業について、計画が地域の課題に対応して高い効果が見込まれるものとなっているか、結婚の希望を叶える環境整備に向けた取組に当たっては、「結婚の希望を叶える環境整備に向けた取組の参考指針」（平成29年12月26日内閣府子ども・子育て本部統括官決定）（以下「参考指針」という。）及び「地域少子化対策重点推進事業における結婚支援センターの設置運営指針」（令和3年3月25日内閣府子ども・子育て本部参事官（少子化対策担当）決定）（以下「設置運営指針」という。）の内容に沿ったものとなっているか等に関し、十分に精査するとともに、必要に応じて外部有識者の審査を経るものとする。
- ④ 都道府県及び市町村は、必要がある場合には、内閣府と協議の上、計画を変更することができる。この場合、変更後の計画を、交付決定後、速やかに公表すること。
- ⑤ 本事業の実施に当たり、都道府県及び市町村は、地域における少子化対策の推進を図ることを目的として、効果的・効率的にこれを行うものとする。

（2）別記3の事業

- ① 本事業の実施に先立ち、都道府県は事業実施計画を策定し、市町村は、都道府県が定める計画に沿って事業実施計画を作成するものとする。事業実施計画には、令和4年度地域少子化対策重点推進交付金交付要綱別紙様式第1様式1及び2により、ア.個別事業名、イ.所要見込額、ウ.実施期間、エ.自治体における少子化対策の全体像及びその中での個別事業の位置付け、オ.少子化対策全体の重要業績評価指標（KPI）及び定量的成果目標、カ.参考指標、キ.個別事業の重要業績評価指標（KPI）及び定量的成果目標、ク.他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法、ケ.民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法、コ.内閣府「地方創生推進交付金」の申請の有無、サ.その他必要事項を記載すること。

注) ア.「個別事業名」には、事業内容を端的に表す名称をつけること。

エ.「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本事業の位置付け」には、これまでの自治体における少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題と、それらを踏まえた、自治体における少子化対策の全体像及びその中での個別事業の位置付けを記載すること。特に、当該個別事業により、地域の課題がどのように解決されるかについて記載すること。

オ.「少子化対策全体の重要業績評価指標（KPI）及び定量的成果目標」については、地域の実情及び課題を踏まえ設定した、自治体の少子化対策全体の重要業績評価

指標（KPI）及び定量的成果目標を、達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は、少なくとも令和4年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施し、その結果を報告すること。

カ。「参考指標」には、各都道府県（市町村）の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率のほか、その他参考となる指標を記載するとともに、必要に応じて、その推移を記載すること。

キ。「個別事業の重要業績評価指標（KPI）及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での個別事業の位置付けを踏まえ、当該個別事業の重要業績評価指標（KPI）及び定量的成果目標を設定し、達成予定時期を含め記載し、効果検証を実施し、その結果を報告すること。また、過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。

ク。「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。

ケ。「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。

- ② 都道府県は、自ら策定した計画及び当該都道府県内の市町村が策定した計画を内閣府に提出し、計画内容及び事業実施について内閣府と協議すること。また、協議を経た計画を、交付決定後、速やかに公表すること。
- ③ 都道府県及び市町村は、必要がある場合には、内閣府と協議の上、計画を変更することができる。この場合、変更後の計画を、交付決定後、速やかに公表すること。
- ④ 本事業の実施に当たり、都道府県及び市町村は、地域における少子化対策の推進を図ることを目的として、効果的・効率的にこれを行うものとする。

4 実施主体

（1）別記1及び別記2の事業

- ① 実施主体は、都道府県又は市町村とし、その責任の下に本事業を実施するものとする。
- ② 都道府県又は市町村は、地域の実情に応じ、当該都道府県又は市町村が適切と認める法人又は法人以外の団体に事業の実施を委託することができる。この場合において、委託を行う都道府県又は市町村は、委託による事業実施及び委託先の選定に対して責任を有することに留意すること。また、事業の実施主体はあくまでも都道府県又は市町村であることから、委託先と密接に連携を図り、事業の実施状況の把握を行い、より効果的な事業となるよう取り組むとともに、事業全体の執行及び管理について、責任を持って実施すること。その際、結婚等は個人の自由な意思に基づくものであることから、特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたりする内容になっていないかなど、事業が参考指針の内容に沿ったものとなっているか留意すること。

なお、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体は、事業委託の対象者とはしないものとする。

- ③ 都道府県又は市町村は、委託契約を締結するに当たっては、当該都道府県又は市町村の財務規則等に基づく競争性のある手続を原則とし、これによりがたい場合であっても、各都道府県又は市町村の財務規則等に基づく適正な手続によりこれを行うこと。
- ④ 都道府県又は市町村は、地域の実情や今後の取組体制の構築等を勘案し、特段の事情がある場合には補助事業により実施することができる。その際には、補助事業により実施する必要性につき実施計画に記載すること。

(2) 別記3の事業

実施主体は都道府県又は市町村とし、その責任の下に本事業を実施するものとする。

5 事業実施期間

本事業は、令和5年3月31日までに事業を完了することとする。ただし、本事業の翌年度への繰越が認められた場合は、令和6年3月31日までに完了することとする。

6 事業実施に当たっての留意点

(1) 別記1及び別記2の事業

- ① 本事業の実施に当たっては、「少子化社会対策大綱」(令和2年5月29日閣議決定)及び「第5次男女共同参画基本計画」(令和2年12月25日閣議決定)の趣旨を踏まえるほか、下記アの基本的な考え方に十分留意するとともに、取組に応じて、下記イからエにそれぞれ十分留意すること。

ア 基本的な考え方

(ア) 「男性は結婚して一人前である」、「女性は早く結婚しなさい」などの言動に表れる性別役割分担意識等の特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたりすることがないように、男女共同参画部局など関係部局と広く連携するほか、必要に応じて有識者の助言を得るなどの措置をとること。

(イ) 性的指向・性自認の多様性や、多様な家庭形態等があることなどに配慮すること。

(ウ) 結婚を希望する人が必ずしも支援を必要としているとは限らず、誰から、どのような内容の支援を受けたいかについては様々であることに留意すること。また、結婚につながる活動に対する支援を受けることが苦痛であると捉える人もいることに留意すること。

(エ) 「個の侵害」に当たるようなものは厳に慎むこと。

(オ) 本事業の実施に当たり、個人情報を取得する場合には、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)、その他関係法令を遵守し、取扱いには十分に注意すること。

イ 自治体が取り組む場合のその他の留意点等

(ア) 企業・団体・学校等への特定の価値観の押し付けや従業員等に対する押し付

けとならないよう留意すること。

- (イ) 企業・団体・学校等の取組は、取り組まないことも含めて、あくまでも自主的な判断によるものであって、自治体がそれを直接・間接に強いることがあってはならず、取り組むか否かによって企業・団体・学校等が不利益を被ることがないことを明示すること。
- (ウ) 取組に当たって留意すべき点について、自治体や企業・団体・学校等の担当者向け研修等の実施等の支援を行うことなど、その周知の徹底を図ること。
- (エ) その他、事業内容に応じて内閣府において提示する留意点を踏まえて実施すること。

ウ 企業・団体・学校等が取り組む場合のその他の留意点等

- (ア) 企業の実情（立地、男女比、職場環境等）は多様であり、企業が支援に取り組むに当たっては、個の侵害に当たるようなものは厳に慎む前提で、自社において実施可能な範囲を判断する必要があること。
- (イ) 取組に当たって留意すべき点について、企業・団体・学校等の担当者向けに定期的に研修等を実施するなど、その周知の徹底を図ること。
- (ウ) 社内に設けられたセクシュアルハラスメント等の相談窓口担当者等の助言を得ること。
- (エ) 取組に当たっては、企業が進めているダイバーシティ（多様性）経営と相まって進めていくことが重要である。
- (オ) その他、事業内容に応じて内閣府において提示する留意点を踏まえて実施すること。

エ 企業・団体・学校等に対する取組に当たってのその他の留意点等

- (ア) 企業・団体・学校等への特定の価値観の押し付けや従業員等に対する押し付けとならないよう留意すること。
 - (イ) 企業・団体・学校等の取組は、取り組まないことも含めて、あくまでも自主的な判断によるものであって、自治体がそれを直接・間接に強いることがあってはならず、取り組むか否かによって企業・団体・学校等が不利益を被ることがないことを明示すること。
 - (ウ) 取組に当たって留意すべき点について、自治体や企業・団体・学校等の担当者向け研修等の実施等の支援を行うことなど、その周知の徹底を図ること。
- ② 事業の計画に当たっては、令和4年度終了時点で、各自治体において少子化対策全体の効果検証を行うことを見据え、優良事例の横展開支援事業終了後も引き続き実施できるよう、他の結婚支援等の少子化対策に係る制度や予算の活用等も視野に入れ、長期的展望に立った検討を行うこと。
 - ③ 民間で類似の事業を行っている場合には、当該事業との連携を図るなど、民業圧迫とならないように留意すること。
 - ④ 所要額の算定に当たっては、内閣府が別に定める費用の範囲内で各都道府県又は市町村の財務規則等に定める謝金等の単価を使用するとともに、財務規則等に単価の定

めのない費用を算定する場合には、複数の者から見積書を徴する、標準価格を調査するなどにより、適正に所要額を算定すること。

⑤ 本事業の対象経費についての留意点は、下記のとおりである。

ア 対象経費は、事業を実施するために直接必要な経費とするが、この事業が令和5年3月31日までの事業であること等に鑑み、職員の人件費（事業に伴う会計年度任用職員の人件費を除く）は対象外としていること。

イ アと同様の理由から、備品購入は真に必要と認められる場合のみ対象とし、事業の実施に当たって備品を活用する際は、まず、リース・レンタル等、購入によらない方法を検討すること。

ウ 個人への金銭給付などによる個人の負担を直接的に軽減する事業に要する経費は対象外としていること。

エ 他の国庫負担金、補助金又は交付金の交付の対象となる事業及び従前より自治体単独事業として実施してきた既存事業に要する経費は対象外としていること。

オ 内閣府「地方創生推進交付金」に申請した事業については、本交付金と重複して申請しないこと。

カ 施設整備に要する経費は対象外としていること。

（2）別記3の事業

本事業の実施に当たっては、下記に十分留意すること。

- ① 対象経費は、事業の実施により、新規に婚姻した世帯に対し直接給付した経費とし、事業の実施に係る関係行政機関の人件費等は対象外としていること。
- ② 「結婚祝い金」等の用途を限定しない給付は対象外としていること。
- ③ 他の国庫負担金、補助金又は交付金の交付の対象となる事業及び従前より自治体単独事業として実施してきた既存事業に要する経費は対象外としていること。

7 事業の検査等

（1）内閣総理大臣は、事業の適正を期するため必要があるときは、都道府県及び市町村に報告を求め、又は内閣府職員に事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

（2）内閣総理大臣は、（1）の調査により、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、令和4年度地域少子化対策重点推進交付金交付要綱又はこの要領の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、都道府県又は市町村に対して、事業の中止、変更又は適合させるための措置を取ることを命ずることができる。

8 事業の事後評価

事業の事後評価については、別に定める様式により事業実施主体である都道府県又は市町村が作成する。なお、都道府県知事から内閣総理大臣への報告期限については、別

に定める。

9 事業の中止

事業が次のいずれかの要件に該当することとなった場合には、原則として事業を中止すること。

- (1) 7 (2) により事業の中止を命ぜられた場合
- (2) 事業の実施又は事業の目的を達成することが困難と認められる場合
- (3) 事業の実施に関し不正、怠慢、その他不適切な行為を行った場合
- (4) その他適切と認められない場合

別記1 重点課題事業

第1 事業構成

重点課題事業の構成は、以下のとおりとする。

1 自治体間連携を伴う取組に対する支援

第2 事業内容

1 自治体間連携を伴う取組に対する支援

複数の自治体の連携により、出会いの機会・場の提供、結婚に関する相談・支援や支援者の養成といった総合的な結婚支援の取組や、ライフプランニング支援、男性の家事育児支援、広報・啓発といった結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組を広域的に実施する取組のうち、以下の要件をいずれも満たすもの。

なお、複数の自治体の連携とは、都道府県間、同一都道府県内の市町村間の連携に限らず、都道府県と複数の市町村、都道府県を跨ぐ市町村間の連携を含む。

- ① 参加自治体等により構成される地域が抱える課題を解決する場（以下「協議会等」という。）を設け、取組の実施方法や効果、地域における課題の共有を図ること。協議会等は、より幅広く当該地域における地域の実情・課題や取組を共有し、地域における今後の取組全般を協議する場とすること。なお、設置にあたり、参加自治体等により構成される既存の会議等の場の活用を妨げるものではない。
- ② 参加自治体による「実質的な協働」（費用、役務の分担）が認められるものであること。単に「関係者が協力して取り組む」とだけ規定され、費用、役務の分担が不明確である取組、又は啓発イベントのチラシをウェブサイトに掲載するのみの取組、若しくは窓口を設置するのみの取組等は「実質的な協働」があるとは認められない。
- ③ 連携は、新たに自治体間連携を開始するものに限らず、既存の自治体間連携を拡大するものや、既存の自治体間連携により新たな分野・事業内容に取り組むものも対象とする。既存の自治体間連携により本事業を実施する際は、これまでの取組から明らかになった課題を解決するための改善策が盛り込まれていること。
- ④ 複数の自治体が連携して取り組むことで、自治体毎に取り組むよりも、より効果的・効率的な取組となることが見込まれること。

別記2 優良事例の横展開支援事業

第1 事業構成

優良事例の横展開支援事業の構成は、以下のとおりとする。

- 1 結婚に対する取組
- 2 結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組

第2 事業内容

1 結婚に対する取組

- (1) 結婚支援の取組を行う結婚支援センター等の開設・運営、同センター等におけるマッチングシステムの構築等により、各地域における結婚支援の基盤を整備するための取組（ただし、施設整備に係る部分は除く。）
- (2) 各地域において結婚支援を行うボランティア等（マリッジサポーター等）の育成、組織化、交流体制の構築等により、各地域で結婚を希望する者が適時適切に相談できるような体制の整備や、新たなマッチングを実現するための取組
- (3) その他、各地域において結婚を希望する者の希望の実現を支援するための取組

※ 結婚希望者の出会いの機会づくりを目的としたイベント開催については、他の2つ以上の結婚支援の取組と有機的に連携することで、全体として高い効果が見込まれるものであること（ただし、飲食費については対象としない）。

2 結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組

- (1) 各地域において、結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組に向けた基礎として、地域の関係者間の情報共有、地域における課題の抽出・分析等を行う取組
- (2) 出産直後の男性の休暇取得や男性の家事・育児への参画を促進する機運を醸成するための取組
- (3) 主に若い世代に対し、結婚、妊娠・出産、子育て、仕事を含めた将来のライフプランを希望どおり描けるよう、その前提となる知識・情報を提供し、考える機会を持たせる取組
- (4) 主に若い世代が乳幼児と触れ合う体験を通じて、子育てなどに対する理解を深めるための取組
- (5) 企業・団体・学校等の自主的な取組に対する支援
- (6) その他、各地域において、結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成に向けた、当事者及びその他の社会のあらゆる構成員の意識や行動の改革をもたらそうとする取組

※ 結婚の希望を応援する機運の醸成の取組として、フォーラムの開催や動画を作成する際などには、結婚を希望しない人や、結婚を希望していても結婚支援を受けることを苦痛と捉える人もいることなどに配慮し、特定の価値観を押し付けたり、不必要なプレッシャーを与えたりすることがないように留意すること。

また、広報媒体を作成する際などには、男女共同参画部署などの関係部署、専門家等の助言を得ること。

※ (5) の企業・団体・学校等の自主的な取組に対する支援は、次のアからカに掲げる取組のいずれかに該当する取組を対象とする。なお、計画・実施に当たっては、下記①から⑥までの要件を全て満たすこと。

ア 多様なロールモデルの提示などライフプランニング支援

イ 希望する者に対する自治体の事業に関する情報提供

ウ ワーク・ライフ・バランスや男性の家事・育児参画等の推進に資する多様な交流の機会の提供

※以下の要件を満たすもの

交流で扱うテーマがワーク・ライフ・バランスや家事・育児参画等の推進など、性別役割分担意識の解消や働き方改革等に資する内容であること。

エ 保育施設等と地域・地域住民との共生、課題解決に向けた取組

オ 仕事と結婚・子育てとの両立支援のための環境整備

カ その他、効果的な取組として外部有識者が認めた取組

① 自治体と連携した企業・団体・学校等の自主的な取組に対する支援であることが計画等に位置付けられ、自治体の結婚の希望を叶える環境整備に向けた課題に対応するための取組であること。

② 地域の実情に応じた取組であること。

③ 企業の取組については、複数企業等の共同・連携による取組であること。

④ 自治体は、企業・団体・学校等に助言を行う窓口を設置すること。

⑤ 企業は、社内等に設けられたセクシュアルハラスメント及び妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止措置として設置する相談窓口担当者等の助言を得ること。

⑥ 企業・団体・学校等による取組への支援を行う際の補助要綱等の策定に当たっては、男女共同参画部局などの関係部局や有識者等の助言を得ること。

別記3 結婚新生活支援事業（一般コース）

第1 事業構成

結婚新生活支援事業の構成は、以下のとおりとする。

- 1 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用、住宅のリフォーム費用及び住宅賃借費用並びに引越費用に係る支援

第2 事業内容

- 1 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用、住宅のリフォーム費用及び住宅賃借費用並びに引越費用に係る支援

（1）対象となる費用

- ① 婚姻に伴う住宅取得費用、住宅のリフォーム費用及び住宅賃借費用であって、それぞれ以下に記載する要件を満たすもの。

1) 婚姻に伴う住宅取得費用

- ・ 都道府県又は市町村への申請時に夫婦の双方又は一方の住民票の住所が当該住宅の住所となっていること。
- ・ 売買契約書、工事請負契約書等により契約内容が確認できること。
- ・ 令和4年1月1日から都道府県又は市町村の事業終了日までの間に支払った費用であること及び支払った金額が領収書等により確認できること。
- ・ 婚姻日より前に取得した住宅にあつては、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機として取得した住宅であること。

2) 婚姻に伴う住宅のリフォーム費用

- ・ 都道府県又は市町村への申請時に夫婦の双方又は一方の住民票の住所が当該リフォームを行う住宅の住所となっていること。
- ・ 工事請負契約書又は請書により契約内容が確認できること。
- ・ 令和4年1月1日から都道府県又は市町村の事業終了日までの間に支払った費用であること及び支払った金額が領収書等により確認できること。
- ・ 婚姻日より前に実施したリフォームにあつては、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機として実施した当該住宅のリフォームであること。
- ・ 婚姻を機に住宅をリフォームする際に要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用であること。ただし、倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用については対象外とする。

3) 新規の住宅賃借費用

- ・ 都道府県又は市町村への申請時に夫婦の双方又は一方の住民票の住所が当該住宅の住所となっていること。
- ・ 賃貸借契約書により契約内容が確認できること。

- ・ 令和4年1月1日から都道府県又は市町村の事業終了日までの間に支払った費用であること及び支払った金額が領収書等により確認できること。
 - ・ 婚姻を機に新たに物件を賃借する際に要した費用のうち、賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料であること。ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合は当該住宅手当に相当する額を、地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援を受けている場合は当該支援額に相当する額を、それぞれ対象となる費用から控除する。
- ② 婚姻に伴う引越費用（引越業者又は運送業者への支払いに係る実費に限る。）であって、以下の要件を満たすもの。
- ・ 都道府県又は市町村への申請時に夫婦の双方又は一方の住民票の住所が当該住宅の住所となっていること。
 - ・ 令和4年1月1日から都道府県又は市町村の事業終了日までの間に支払った費用であること及び現に支払った金額を領収書等により確認すること。

（2）対象となる世帯

- ① 新規に婚姻した世帯（令和4年4月1日以降（※）で、結婚新生活支援事業を実施する都道府県又は市町村が定める日から都道府県又は市町村の事業終了日までの申請日時点において、婚姻届を提出し受理された夫婦をいう。以下同じ。）であって、夫婦共に婚姻日（婚姻届を提出した日又は受理された日をいう。以下、同じ。）における年齢が39歳以下かつ下記により算出した世帯の所得が400万円未満であるもの。ただし、夫婦の一方又は双方が、過去に本交付金による補助を受給したことがある場合（他の自治体での受給を含む）は、補助の対象としない。
- ※都道府県又は市町村の定めにより、令和4年1月1日から令和4年3月31日までの期間に婚姻届を提出し、受理された夫婦を補助の対象とできる。
- ② 令和3年度に結婚新生活支援事業（令和3年度地域少子化対策重点推進交付金又は令和2年度地域少子化対策重点推進交付金（令和2年度第3次補正予算）の交付を受けて実施したものに限る。）による補助を受給した世帯で、その受給額が、当該補助を給付した地方公共団体が定める1世帯当たりの補助上限額に達しなかったもの。

（新規に婚姻した世帯及び夫婦の婚姻日における年齢の確認方法）

新規に婚姻した世帯から申請を受けた都道府県又は市町村は、申請世帯について、戸籍抄本や婚姻証明書等の婚姻日及び夫婦の生年月日が確認できる書類により、新規に婚姻した世帯に該当するか否か及び夫婦の婚姻日における年齢を確認すること。

（世帯の所得の算出方法）

所得の額を明らかにすることができる市町村長の証明書（以下「所得証明書」という。）をもとに、都道府県又は市町村が定める年の夫婦の所得を合算した金額とする。ただし、

下記①及び②の場合にあっては、それぞれに記載する計算方法により算出した金額とする。

① 夫婦の双方又は一方が離職し、申請時において無職の場合

- ・ 離職した者については、所得なしとして、夫婦の所得を算出する。

② 貸与型奨学金（公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合

- ・ 所得証明書をもとに算出した世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除する。

（3）世帯への補助上限額

① （2）①に規定する世帯

1世帯当たりの補助額（分割して補助をする場合は、事業期間内の補助額の合算）
300千円

② （2）②に規定する世帯

当該補助を給付した地方公共団体が令和3年度の1世帯当たりの補助上限額として定める額から令和3年度執行予算による受給済の額を差し引いて得た額を限度とする。